

Elsevier 社電子ジャーナル転換契約における APC の割引実施に係る内規

(令和 6 年 3 月 1 2 日附属図書館長裁定制定)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、京都大学（以下「本学」という。）の研究者が、Elsevier 社が発行する学術雑誌に論文をオープンアクセス（以下「OA」という。）により掲載する場合の APC（Article Processing Charge：論文処理費用をいう。以下同じ。）の割引の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規における「研究者」とは、本学に所属し、研究に従事する者のうち、掲載しようとする論文の予算責任者、予算の配分を受けたもの又は予算の配分を受けた者が認めたものとする。

(対象)

第 3 条 対象となる論文は、Elsevier 社が指定する次の各号に掲げる対象ジャーナルへ OA 出版を行うもの、かつ、APC の割引の適用を希望するものとする。

- (1) フリーダム・コレクションに含まれる OA 出版枠対象ハイブリッドジャーナル
- (2) コンプリート・コレクションに含まれる OA 出版枠対象ハイブリッドジャーナル
- (3) OA 出版枠対象ハイブリッドジャーナル以外のハイブリッドジャーナル（セル・プレス・コレクション及びランセット・コレクションに含まれるハイブリッドジャーナルを除く。）
- (4) フル OA ジャーナル（セル・プレス・コレクション及びランセット・コレクションに含まれるフル OA ジャーナルを除く。）
- (5) セル・プレス・コレクション及びランセット・コレクションに含まれるフル OA ジャーナル

(割引内容等)

第 4 条 APC の割引率は、次の各号に掲げるジャーナルの種類に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 前条第 1 号及び第 2 号に掲げるジャーナル Elsevier 社がジャーナルごとに定める APC 定価に特定課税仕入れに係る消費税相当額を加算した金額の 70%
- (2) 前条第 3 号及び第 4 号に掲げるジャーナル Elsevier 社がジャーナルごとに定める APC 定価の 20%
- (3) 前条第 5 号に掲げるジャーナル Elsevier 社がジャーナルごとに定める APC 定価の 15%

- 2 前項第1号に定められた割引率の適用を受ける論文数が Elsevier 社の定める年間の OA 出版枠の上限を超えた場合は、同号の規定にかかわらず、Elsevier 社がジャーナルごとに定める APC 定価の 20%の割引を適用するものとする。
- 3 附属図書館長は、第1項第1号の割引率を適用する場合は、論文の OA 出版を申請した研究者から Elsevier 社が定めた当該ジャーナルの APC 定価に特定課税仕入れに係る消費税相当額を加算した金額の 30%を APC の負担額として徴収する。
- 4 論文の OA 出版を申請した研究者は、第1項第2号若しくは同項第3号又は第2項の割引率の適用を受ける場合は、Elsevier 社から発行される請求書にもとづき、Elsevier 社に APC を支払うものとする。

(申請)

第5条 研究者は、APC の割引を希望する場合は、Elsevier 社のシステムを経由して附属図書館長に OA 出版申請を行うものとする。

(承認)

第6条 附属図書館長は、前条の申請が第3条に定める対象論文であることを確認したうえで、Elsevier 社のシステムを経由して承認を行う。

(情報の管理)

第7条 附属図書館長は、当該論文、研究者の個人データ等の知り得た一切の情報について、秘密を守り、他にこれを漏えいすることなく適切に管理しなければならない。

(事務)

第8条 APC の割引に係る事務は、当該研究者が所属する部局の事務を処理する事務部と連携して、附属図書館において処理する。

(その他)

第9条 この内規に定めるもののほか、APC の割引に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。